

第14回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日時：平成21年1月23日（金） 午後1時30分～午後3時40分

会場：市庁舎4階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、續委員（前委員の代理）、重浦委員（寺本委員の代理）、西村委員、原委員、松崎委員、村上委員、山形委員、林委員、下川委員、鈴木委員

欠席者：木下委員、齊藤委員

山口 会長	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまから、第14回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日の委員の出欠についてですが、齊藤委員、寺本委員、前委員、木下委員の4名が欠席との連絡が入っております。また、行政側の委員の代理といたしまして、総務局の重浦次長と、企画財政局の續次長に代理出席していただいておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>（重浦次長、續次長 挨拶）</p> <p>本日の委員会は2時間を予定しており、午後3時30分には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それではまず、資料の確認を事務局の方からお願いいたします。</p>
事務局	<p>（資料確認）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 次第</li><li>・ 二巡目協議用 正副会長試案</li><li>・ 「上越市自治基本条例及び研究者の報告書の取寄について（お願い）」（林委員提出）</li><li>・ 「熊本市自治基本条例 章立て（案）」（林委員提出）</li></ul> <p>併せまして、情報・参画・協働に関する関連資料を追加配布しております。</p> <p>以上です。</p>
山口 会長	<p><b>2 協議</b></p> <p>ありがとうございました。資料が揃っていない方がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。</p> <p>よろしければ協議に入ります。</p>
西村 委員	<p>今日の議題に入る前に、前回、協議した「自治の基本理念」に関して確認をしたいと思います。私は、1つは住民主権ということと、2つ目には、議会と市長は住民の信託によって選ばれる、それから議会、特に行政は、情報公開、住民参加、協働を基本に進めるとということ、3つ目は、住民の権利、特に人権を守っていくこと、住民の福祉の増進を最大限に努力していくこと、4つ目は、持続的な地域社会の実現、5つ目に県と国、市との関係は対等・平等で、自立した熊本市</p>

	<p>の自治を進めるという、この5つの点について、発言したのですが、反対される方はなかったと思います。また、会長の発言を聞いていますと、ほぼこの提案が支持されこの検討委員会で、了承されたと私は理解したのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>ここで議論しても何が確認されて、統一見解になったのか、何がいわゆる両論併記で対立しているのかがわかりませんし、今後の進み方とも関係しますので、この点をはっきりさせていただきたいと思います。</p> <p>それから、もう一点は前回、「公共の福祉」ということについて、どこかに入れてほしいと落水委員から発言がありました。会長は、ご意見が無ければということで、盛り込むという発言があったのですが、「公共の福祉」については、まだ議論がされていないと思います。</p> <p>地方自治法の中から「公共の福祉」という概念が削除されているということについて、会長にお聞きしたいと思います。全国の100近い自治基本条例を確認しましたが、「公共の福祉」という概念は、殆ど使われていません。90%は「公共の福祉」を使わずに、権利に対しては自分の発言や行動には責任を持つ、また、まちづくりや地域づくりには、積極的に参加していくことによって責任を果たすとなっているわけです。</p> <p>従って、地方自治法から言っても、全国的な自治基本条例の精神から言っても、「公共の福祉」という概念は使うべきではないと私は思います。「公共の福祉」という概念は、権利に対する制限概念として歴史的に使われてきた経過がありまして、「公共の福祉」については憲法や様々な法律で解決出来ると考えます。</p> <p>「公共の福祉」については、会長と地方自治法の専門家である林委員にお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>それからもう一つ、今日も資料が提出されていますが、この資料の作り方として、林委員から何回も自分たちから提案されたものを対置してほしいと言われていたのですが、対置されていません。二巡目の提案に対して、どういう提案が委員から出されているかを対置し、一巡目の議論はその後に書くべきだということ、正副会長をお願いしたいと思います。</p>
山口 会長	<p>ご意見はお伺いしました。まず、前回もスケジュールの話はしましたが、基本的には、この委員会はスケジュールにのっとって運営したいと思います。</p> <p>最初に1点目のご意見に対してですが、前回の議論を確認する時間がないので、議事録で判断していただきたいと思います。</p> <p>2点目の「公共の福祉」については、確かにそれほど議論が深まらなかったことを踏まえ、今回、そういった提案があったということについては、記録にとどめることといたします。</p> <p>また、「公共の福祉」については私も調べましたが、地方自治法の第242条</p>

	<p>第3項の住民監査請求、第242条の2第6項の住民訴訟で、「公共の福祉」という言葉が使われています。</p> <p>また、資料の作り方については、一巡目を踏まえて、資料を作っていますので、これで議論するということにいたします。前回の会議の最後に申し上げたように、進め方で議論をするのは時間がもったいないので、中身の議論に入りたいと思います。</p> <p>また、繰り返しになりますが、協議にあたりまして出来れば全員の賛同を得られればいいのですが、賛同が得られない場合には、ある程度、議論した後平行線だと判断された場合については両論併記ということで次に進むことにいたします。</p> <p>それから、資料については、一巡目の議論を基に作っておりますが、一巡目から二巡目の間に新たな提案がある場合は、その部分にいった時にお話をしていたければよろしいのではないかとことです。</p> <p>そういうことで進めたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>今日は、「自治運営の基本原則」について、協議をしたいと思います。</p> <p>前回配布した資料4の1ページ「自治運営の基本原則」を事務局で読み上げていただきたいと思います。</p> <p>(事務局 自治運営の基本原則読み上げ)</p> <p>ここでの論点として2点お示しいたいと思います。</p> <p>1点目は、林委員・西村委員からご提案がありました「説明・応答の原則」という項目です。これは、「住民への十分な説明を行い、かつ住民からの意見・質問等に、誠実に説明・応答する。」という趣旨だと思いますが、ここは、自治運営、すなわち市民と議会と行政にかかる基本原則になりますので、住民への説明・応答であるならば、市政運営のところに、「説明責任」を盛り込んでおりますので、そこで協議をしてはいかがでしょうか。</p> <p>2点目は、「住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと。」です。これも同じく住民に対することですので、「行政運営」のところで協議をしたらよいのではないかと提案でございます。いかがでしょうか。</p>
林委員	<p>今日お配りした私案に新しく付け加えていますが、地方自治法第157条に定める公共的団体等も住民に対しての説明・応答が重要になると思いますので、行政との関係ではなく、自治運営の基本原則で協議すべきだと思います。私の提案は「自治運営の基本原則」には、「住民自治の原則」と「情報共有の原則」と「参画の原則」と「協働の原則」と「説明・応答の原則」を盛り込むべきだということでご理解いただきたいと思います。</p>

山口 会長	「市政運営」ではなく、「自治運営の基本原則」で位置づけるべきだというご意見ですが、いかがでしょうか。
原 委員	ここは「自治運営の基本原則」ということで、市民、議会、行政の基本原則を整理するという意味合いからしますと、会長が言われましたように、市政運営の中で、説明責任を検討するということがよいと思います。
鈴木 委員	基本的なことですが、自治運営と市政運営の違いを説明していただくとよく分かるのかと思います。
山口 会長	市政運営は、例えば、説明や応答でいうと行政や議会が説明等を行い、対象は市民であるという関係で、自治運営は、行政や議会がどうするかということだけではなく、NPOや市民などを含めて、自治運営を捉えていく関係だと考えています。
西村 委員	自治運営の基本原則は、自治の全体としての運営をどうするかということだと思います。従って、議会と行政には当然、説明責任が発生するわけです。 ここで大事な点は、参画と協働を進めていこうという時代ですので、市民団体もそれなりの責任を負い住民に説明する責任が当然発生すると思います。市民団体を特権化してはいけないと思うのです。市民団体も行政や議会と同じように市民から求められたら、説明していく、そういう新しい市民団体のあり方、自治のあり方というものを考えていくべきではないかと思います。行政と議会だけに説明責任があって、市民団体には説明責任が無いという位置づけは、「新しい公共」という分野を切り開いていくという意味からも時代にそぐわない、古い考え方だと思います。
鈴木 委員	私なりの現時点での考え方ですが、先ほどの説明では、自治運営は大きな枠組みで、市民間等のことも含むということですが、第1章自治運営で、きちんと位置づけをしたいということでしたが、説明・応答の原則については、林委員の説明の中に書いてある文章でいくと、どちらかと言えば、市の機関というところに重点を置かれていますので、第6章市政運営でもいいのではないかなと思います。ただ、今いくつか議論のあった、説明・応答の原則をもっと広く考えるのであれば、説明・応答の定義そのものの内容が変わってくるのではないかとということで、そこを議論してから位置づけをされたらどうでしょうか。
林 委員	私としましては、説明・応答の原則は、行政、市議会、地方自治法の第157条によるNPO法人等の公共的団体が入っております。行政のみならず市議会やNPO法人等公共的団体も住民に対する応答・説明を行うべきだと思います。NPO法人等の公共的団体も行政を補完する役割を現在も担っておりますので、過小評価すべきでないと思いますので、市政運営でいいという矮小化した考え方を取るべきではないと考えているところでございます。それを踏まえた上で、先ほど鈴木委員も言われたように、定義や説明・応答の場面などをもう少しご議論して

	<p>いただきまして、私としては、「自治運営の基本原則」に入れる方がベターだと思います。</p> <p>それから、先ほど西村委員からの質問で、「公共の福祉」に対する考え方を発言していないので、その件だけ簡単に説明させていただきます。</p> <p>確かに今、会長が言われたように、「公共の福祉」は、地方自治法の中で、住民監査請求と住民訴訟という権利・義務の錯綜する自治法特有・特別の規定の中で、紛争の解決の中における問題として、使われております。それ以外では使われておりません。地方自治法の改正前の第2条第3項11号から「公共の福祉」が削除されておりますし、新法における第1条の2では、「住民の福祉」が入っております。そういう意味で、一般の自治基本条例の中に「公共の福祉」という概念を入れ込むことについてはいささか問題があるのではないかというのが私の考えでございます。</p> <p>落水委員が言われている「公共の福祉」がどういう場面を想定されているのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>他都市においては、草加市の条例で「公共の福祉」が使われています。草加市の担当に直に尋ねたところ、第7条2項は、「市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。」で、第7条3項で「市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。」とありますが、この2項と3項は、議会で修正議決されたものです。この草加市の自治基本条例は、見直しは今、検討されているということで、この条文も含めて、見直すという話でした。私としては、「公共の福祉」の概念というものをここに入れるのは、極めて危険性があると思います。どういう局面でこの概念を使うのかを落水委員にお答えいただければと思います。</p>
<p>落 水 委 員</p>	<p>憲法の規定通りなので議論の必要性を感じておりません。</p>
<p>山 口 会 長</p>	<p>前回、林委員から地方自治法第157条について発言がありましたので、私も調べました。</p> <p>結論としては、地方自治法第157条でいう公共的な団体の解釈は、林委員のおっしゃるとおりだと思います。しかし、沿革をみますと、地方自治法ができた時に最初からあった規定ですけれども、もう少し遡りますと、戦前の法律である市制、町村制の昭和18年の改正で入ったものです。その時には、東京府と東京市が合体されて東京都になったのですが、戦時体制を推進するための手段として、市制と町村制を改正し、町内会やその連合体を市町村の下請け機関として使用することを可能にした条文です。今の時代、熊本市の自治基本条例で、この条文を根拠に、町内会・自治会やNPOに臨もうとするのはどうか、というのが私の見解です。</p>

	<p>また、林委員の提案された、説明責任、応答の原則、ここでも地方自治法第157条が入っているので、敢えて見解を述べさせていただいたのですが、行政学あたりの議論をすると、説明責任というのは、税金をもらっている市の機関が、税金を払っている人に対して説明するという文脈があります。沿革的には税の使い道を明らかにするアカウンタビリティから来ているものだと思っていますので、説明責任を市民間にまで拡張するのは政策的にどうかと考えた時に、広げるのは好ましくないというのが私の観点です。</p>
松崎委員	<p>今のご説明を聞いて、地方自治法の第157条の公共的団体は、法が作られた当時は、ある程度数が限られているかと思います。今、私たちがNPO法人をやっていますから、ある意味公益を担っていると思います。情報を公開することで、説明責任を果たしていると思いますが、一つずつ説明をする義務は、果たしておりません。また、法人格をもたないNPOと呼ばれる任意団体、例えば自分たちで会費を出し合って運営しているボランティアのグループ、それから自治会など公共的団体に行政や議会と同じような責務が発生するかということ、そうではないと思います。</p> <p>もう少し緩やかなもので、誰でも入っていい、誰でも辞めていい、聞かれたらお答えするというぐらいの団体、そういう人たちが自由に活動できるというのが、自治基本条例に盛り込まれると思っておりますので、ここまで書かれてしまうと、ちょっと私としては苦しいという考え方であります。</p>
山形委員	<p>以前、落水委員から議会も議会基本条例を考えている時代が来るだろうという発言をいただいたかと思いますが、非常に希望を持って、素晴らしい議会だと思った次第なんです。自治基本条例との関係性はどういう風に考えればよろしいでしょうか。</p>
山口会長	<p>後のほうで議会の責務や、議員の責務がありますので、そこで議論をしたいと考えております。ここでは市政の中の議会という位置づけだと思います。</p>
山形委員	<p>今、松崎委員が言われましたように、小さい団体の場合、説明責任だとか、応答責任だとか言うと、それにかかる費用は捻出できないんです。税金の使い道に対しては、説明責任や応答責任が必要だと思うのですが、そうではない公共的団体にも説明責任や応答責任を負わせるというのはちょっと強権的すぎるというか、何か趣旨が違ってくる気もいたします。ただ、私個人としては、どんな小さな団体でも説明責任はあるというのが持論にしておりますが、説明の容量というか、ボリュームはここまでというのは、その団体にお任せすればいいのではないのでしょうか。そういう意味でわざわざここで謳う必要はないのではないかと考えております。</p>
西村委員	<p>これからの社会のあり方を考えてみますと、新潟県上越市では、地域自治区というものが出来て、そこに市長の権限が委譲されて、そこで責任をもって、自治</p>

	<p>が進んできています。だから、熊本市も将来、政令指定都市になっていけば、当然、その地域の団体に様々な公共的な仕事を委任するということが、起きてくると思います。現在もそういうことは起きているわけです。そうしますと、行政と議会だけでなく、市民や団体が一緒になって自治を進めるということを考えてと自治の原則に盛り込む必要があると思います。実際、松崎委員が言われたように総会などで報告することで、市民に対する説明責任を果たしているわけです。</p> <p>個々の市民なり、住民が色々な事柄について、活動するということは、自主的で自由な活動だと思います。公共的団体と市民との関係で、矛盾が出てきた時に当然、説明責任というものが発生するということを行っているのであって、これは山形委員が言われたように、強権的と考えるのが間違いなんです。この問題を、税金の使い道だけに矮小化すべきでないと思います。これからの熊本市のあり方、将来の熊本市の自治のあり方、さらに市民や住民、それから団体はこれから責任を持ってやらなければならないのですから、そういう責任を自覚した時に、こういう自治を進める上での基本的な原則を確立しておくべきだと思います。運用については、条例なり、要綱等で具体的にすればいいと思います。</p>
山口 会長	一つになりそうもないと判断し両論併記にさせていただきます。
西村 委員	「自治の基本原則」に正副会長試案は3つ挙げているのに対し、林委員の案では、「説明・応答の原則」と、もう一つは「住民自治の原則」というものを明記してあります。地域の問題を解決していこうという風に考えると、地域の住民の方々が、自分たちが意見を出して、自分たちが自らの力で決定していく、実践していくという「住民自治の原則」を、自治運営の基本原則に明記すべきだと思います。
山口 会長	そこは議論したいと思います。 「自治の基本理念」に「地方自治の本旨に基づき団体自治を確立し、住民自治の拡充・推進を目指す。」が入っていることを前提として、「自治運営の基本原則」にも二重に書く必要があるのかどうかを議論したいと思います。
西村 委員	二重に書いてあると会長が言っていることは非常におかしいですよ。「自治の基本理念」と、今回、自治を具体的に運営していく場合の原則である「自治運営の基本原則」は、明確に区別しなければならないのです。後で、情報共有の原則等が出てくるわけですし、何のために規定するのかという目的があるわけですから、その目的に沿って、適切かどうかという議論をしないといけないと思います。ただ頭から、それは二重ではいかんと言うのはどうかと思います。
山口 会長	私は二重なのではと思ったのですが、二重ではないという意見をいただければよろしいと思います。
松崎	前回の「自治の基本理念」のところの「住民自治の拡充・推進を目指すため」

委員	<p>という文言は、非常によく分かったのですが、「住民自治の原則、地域の問題は住民自治の原則により解決していく。」ということ「自治運営の基本原則」にもう一度入れるということであれば、地域という非常に狭い、極端に言えば、校区のようなイメージになってしまって、隣の校区と課題の解決の仕方が違って、整合性が取れない時とか、そういうようなことも考えられるのではないかと考えてしまいます。この地域の問題の地域は、どの地域を指しているのでしょうか。これが熊本市全般であれば、ここにもう一度入れる必要がどうしてもあるのでしょうか。敢えて入れる意味が分からないと思います。</p>
林委員	<p>私の案の「自治の基本理念」のところでは、団体自治との対立概念としての住民自治概念を柱書きで入れております。そして、主権者としての自治実現の行動として住民主権を入れております。</p> <p>この場合の地域とはもちろん部分も含んでおりますが、熊本市の全体の地域ということによろしいかと思えます。世田谷区においても、地域行政という定義のもとに、区民70万人全体を指して使っていますので、熊本市の地域という位置づけによろしいかと思えます。</p>
鈴木委員	<p>確認ですが、ここで住民自治の原則と言っているのは、団体自治に対しての住民自治ということで、地方自治法の住民自治という捉え方でいいのですね。</p> <p>そうすると、非常に高い位置づけをされていますよね。</p>
林委員	<p>憲法上の地方自治の本旨の内容である住民自治という考え方です。</p>
鈴木委員	<p>そういうことですね。</p> <p>林委員の案では、「自治運営の基本原則」の中に「住民自治」を入れておきたいということですが、私の感覚としては、運営の中に大きな理念を、項目の一つとして入れてしまうのは、せっかくの想いが、矮小化されるのではと感じました。</p>
山口会長	<p>関心を持って、議論をしている方もいらっしゃるのですが、ちょっとよく分からないという感じで、黙っている方もいらっしゃるのかなと感じもしておりますし、両論併記するような内容ではないので、要検討ということで次に行きたいと思えますがいかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>両論ではないので、要検討で良いと思えます。</p> <p>(一同了承)</p>
山口会長	<p>次に、「市民の権利と責務」について協議いたします。資料4の8ページになります。まず、試案を事務局に読み上げていただきます。</p> <p>(事務局 市民の権利と責務を読み上げ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>この論点もいくつかあります。資料4の10ページの下から8行目のところ</p>

	<p>の(6)と(7)を見ていただきたいと思います。まず、林委員と西村委員から提案いただいております「協働請求権」と「協働諾否権」を協議したいと思えます。このことにつきましては、一巡目で多少議論しましたが、復習の意味も含めまして、提案者の林委員からどんなものなのか、簡潔にご説明をお願いしたいと思えます。</p>
林 委 員	<p>まず、本日、「上越市自治基本条例及び研究者の報告書の取寄について」という文書を提出しておりますが、これに記載しております『自治体憲法』創出の地平と課題」という本は、市議会議員の方がお書きになったもので、この中に「協働する権利」ということが記載してあります。そしてその「協働する権利」が盛り込まれている上越市の自治基本条例は今年の4月1日施行ですから、資料として提出されておられません。これは早急に用意していただくことをお願いいたします。また、上越市の地域自治区の委員の準公選制の資料も出していただかないと、私どもの議論も進みません。上越市の「協働する権利」という問題等々を含めまして、金井利之先生も「協働請求権」、「協働諾否権」というのをご提案されておりますので、上越市の関係資料が揃った上で議論をさせていただきたいと思えます。</p> <p>その前に、この権利関係の位置づけについて、どう規定していくのかということですが、憲法とか地方自治法に規定があるから自治基本条例で盛り込まなくてもいいというのは、これは違う考えでして、憲法、地方自治法に規定してあったとしても、熊本市の自治基本条例の中に改めて憲法、地方自治法の条項を権利として盛り込んでおく必要があると思えます。他の自治体の自治基本条例ではなく、自分達が住む自治体の条例だからこそ、権利のカタログとして入れるべきなのです。これは、上越市の市議会議員もそのことを言っておりますけれども、そういう意味で、権利の規定の仕方を議論し、そして上越市の自治基本条例を取り寄せてから今の協働関係についてご説明したいと思えます。</p>
山 口 会 長	<p>1点目の「協働請求権」、「協働諾否権」については、資料が不十分なので今議論はできないというご意見でした。あと2回しかないなので、本当に議論できるのかなという感じがしますが、今議論はできないということであれば、そのようにしたいと思えます。</p> <p>2点目の他の憲法、法律で書かれている権利等をこの自治基本条例に盛り込むかどうかという議論は、かなり大きな問題でして、その議論も避けて通れないという気はするのですが、上から抑えていくのか、それとも個別のものを見た後にもう一回考えるのか、これは方向性に関わるもので、今挙げているのはどちらかという個別のものを見てどうしようかということだと思います。憲法は比較的わかりやすいと思えますのでけれども、個別の法律になると、かなり色々な権利を書いているものもあるので、そこと自治基本条例のおさえようとしているものを</p>

	<p>合わせていくというのは、やりにくい作業だと思いますので、当面は既に一巡目を経て提案されている試案に基づいて議論をしたいと思います。</p> <p>それでは次の論点は、同じく10ページの下から3行目のところの「清浄な地下水を享受する権利」についてです。このことは地域特性を見れば大事な項目だろうという感じはするのですが、今話しているのは、自治運営の原則という場面です。そこでこういった項目を入れるのかという観点からご議論いただければと思います。</p>
西村委員	その前に提案があるのですが。
荒木副会長	今のこの問題についてのご発言であればお願いしたいとは思いますが、元へ戻るのはやめましょう。
西村委員	「市民の権利」の「市民」は、定義で言っている市民の全部を指しているのかなんです。この市民はどういう市民なのかということをはっきりさせないと、全部矛盾してきます。
山口会長	「住民」なのか「市民」なのかといったことですが、試案を作成した際は、そういった議論をする前でしたので、「市民」という表現になっています。
鈴木委員	<p>私は元々、県外の人間なので、地下水はとっても大事だと思っているんですけども、多分、価値観、何が大事かというものは色々違うので、もし入れるとすれば、他のものも入れなくてはいけないとか、なぜこれが抜けてしまったのかというものとの整合性をどう図っていくかというバランスの問題が出てくると思います。個人的には地下水をどう未来に残していくのかは、総合計画でも熊本市は謳っているわけですから、それとの整合性は取れているんですけども、例えば文化団体に所属されている方は文化をもっと強調するし、文化は誰でも受けるということを憲法に規定されているのだからと、それを是非とも謳うべきだと言われたら、それも謳うのかということになります。</p> <p>正副委員長のコンセプトでは、入れるべきものは入れるということにしていますので、その辺のバランスも含めてよく検討されたほうがよいのではないかなと思います。ここで言っている主張はよくわかります。</p>
山口会長	私どもは、できれば前文にこういった内容を盛り込んでとは考えております。
鈴木委員	前文も難しいからですね。
山口会長	前文もボリュームの問題とか色々あるのですが、基本的な方向性としては、前文のほうが落ち着きがいいのではないかと考えております。
鈴木委員	権利として謳うことが位置づけとしては大きいですので、権利として謳いたいということがあるのでしょうか。

林 委 員	<p>私は熊本市の地下水保全条例見直し専門委員会の会長を務めまして、地下水保全条例が改正されて、それが昨年公布されました。その審議の際、条例の基本理念を定めた第2条第2項に、市民共通の財産としての地下水ということで、公の水いわゆる「公水」という概念を入れました。本当は理念の、人格権としての地下水浄水享受権を、目的とか理念のところじゃなくて、実質的な条文の中に入れて欲しいと言ったのですが、結局「公水」という認識の下にその保全が図られなければならないという文言が理念の中に入った形になりました。いってみれば中途半端な形で条例が制定されてしまったということがありました。</p> <p>熊本の水は、100%地下水で賄われていることが、ヨーロッパで熊本市職員により紹介されたことが報道されましたが、この「公水」という概念を検討する際も、実質的な権利として規定できないだろうかという話もあったのです。副会長で専門家である島田教授も阿蘇の方から流動してくる水は、一つの土地に滞留はしていないとおっしゃっており、そうしますと、地下水を条例で規定することは十分法律上も憲法上もできます。という意味で人格権としての浄水享受権を盛り込むべきだということを主張しまして、副会長の島田教授も当然入れてくださいと言っていました。報告書にはその旨を書いたのですが、地下水保全条例の中ではこのような形でしか盛り込まれなかったという意味で、「市民の権利」に「浄水享受権」というものを是非入れていただきたいと思います。</p>
山 口 会 長	<p>「清浄な地下水を享受する権利」につきましては、前文ではなく、個別の規定として入れたいということですが、これも結論は出そうもないということであれば、両論併記としたいと思います。</p>
西 村 委 員	<p>このことについて反対意見があるのなら、その根拠をお聞きしたいと思います。そして、さらに検討をしたいのですが。</p>
田 中 委 員	<p>質問ですが、地下水を熊本市が享受しているというのは、元々は熊本市外が重要な鍵を握っていると思います。地下水の大きなプールというのは、全部、熊本市以外にあるのですが、そういうものと、この権利との関係はどうなるのですか。権利といっても、元々の水を供給してくれるのは周りの方で、熊本市民ではないのです。そういう意味でも、ちょっと私はここに入れるのはそぐわないのではないかと、異物が歯に挟まったような感じがします。そういう意味でも、前文に入れるのがいいのではないかと思います。</p>
山 口 会 長	<p>この権利が権利として成立するか否かという話になった部分もあったと思うのですが、これは地下水保全条例なり個別の条例があるということであれば、そこで検討すればいいのであって、ここでの議論はどうなのかなという気がいたしました。</p> <p>このことは先ほど議論に出た憲法や他の法律で市民に権利義務が与えられているものを、自治基本条例に書くことがどうなのかなという話と関連してくると思</p>

	<p>います。そこで、10ページの第7条の2行目をご覧ください。林委員、西村委員の提言ですが、今日、配布された資料は、私も見ていないので、それで調べると言われても辛いので、後で補足があるのであれば言ってください。2行目に「自由及び幸福を追求する権利」や「健康で文化的な生活を営む権利」そして「選挙権」「条例の改正、廃止の請求」といったものがありますが、これらは憲法や地方自治法に規定されている権利でありますので、それをここでも盛り込むかどうか、これは議論になるかと思えます。この自治基本条例で権利を定める基本的な性格に関連すると思えます。住民に与えられた権利でありますので、それを整理して、もう一度自治基本条例で知らせるといったことは重要なことだとは思いますが、しかし、地方自治法にしても膨大な法律がありますので、全て網羅するのであれば意味はなく、相当チョイスして、これは入れる、これは入れないとなってくるわけです。また、自治基本条例は小学生にもわかりやすくというご意見もあったところですが、あまり多くを並べるとわかりにくくなるという面があるかと思えます。私どもの試案では、冒頭に「日本国憲法及び法令に定める権利を有すると共に」ということで、プラスアルファの部分を自治基本条例で定めていくという方向性を取りたいと考えているところです。これが基本的な考え方です。とは言っても、どうしてもという部分があれば、それは重複して書くということもあり得るわけですが、基本的には他の法令に書かれていることは、自治基本条例では書かなくてもよいのではないかという発想で作っています。それに対して、この林委員・西村委員提言では違った作り方をしているところでありますので、これについてのご意見を伺いたいということです。これは提案の趣旨というよりも、中身を見てどうなのか、ご意見をいただければと思います。</p>
<p>田中委員</p>	<p>基本的には会長がおっしゃったように重複は避けたほうがわかりやすく、見やすいと思えます。第1回目か2回目に話がありましたように、熊本市民に自治基本条例を知っているかと10人に聞いたら、10人とも知らなかったという状態で、こういう条文を作って、どれだけ理解してくれるかということもありますので、先ほどから色々な議論がされていることもありますけれども、なるべくわかりやすい方がいいと思えます。</p> <p>ただ、ある程度、こういう権利もあったのかという感じのものを条文を作成するときに、市役所の方の市民感覚でもいいと思うのですけれども、付け加えてもらったかどうかという感じはします。</p>
<p>西村委員</p>	<p>ここには、例えば、憲法でいうと「全ての、一人ひとり、個人が個人として尊重される」ということと、そして「平和で良好な環境の下で自らの生命、自由、幸福を追求する権利」という自治を進めていく上で非常に大事なことを書けばいいのです。それから地方自治法でいえば、こういう権利があるのだということをやっぱり明記しておく必要があると思えます。</p>

	<p>僕はこの間、合併問題である所に行ったのですが、合併特例区の区長とか、構成員の人たちの任務は法律に載っているからということで、どこにも書いてありませんでした。そうすると今度は法律を読まなければならないのです。</p> <p>全部入れようと言っているのではなく、最低でも一行か二行ならわかりやすいと思います。例えば、生命・自由・幸福追求権、こういうものは入れておかないといけないと思います。何故かと言いますと、自治体は住民の福祉の実現が根本原則で、自治体の存続理由だからです。書かない方が煩雑になってわかりにくいのです。そういう点では書くべきだと思います。</p>
田中委員	<p>解説書を充実させて、その中に提示したほうが見やすいと思います。だから、解説書でどうですか。</p>
西村委員	<p>田中委員、一行か二行がなぜ書けないのですか。</p>
鈴木委員	<p>その一行がベストかベターかというのは難しいと思います。多分、時間的に間に合わないだろうと思っております。田中委員が言われるように、基本的には憲法があって、その中で私たちは生きているわけですから、それは教育の問題としてきちっと、もっと色々なアプローチが必要だろうとは思いますが、文章として入れてしまうというのは、あまり賛成できません。</p>
原委員	<p>今の田中委員、それから鈴木委員と同じになるかもしれませんが、西村委員がおっしゃることは重要なことだと思います。ただ、憲法でありますとかその他の法令で規定されている権利につきましては、もう既に保障されておりますので、あえて記載する必要があるのかということと、記載することによってかえって膨大な量になってわかりにくくなるのではないのかということがありますので、今回の自治基本条例では、条例の目的でありますとか、基本理念に照らして、必要なものにとどめてはどうでしょうか。先ほどの西村委員が重要だとおっしゃった部分については、逐条解説等の中で入れていくということもできると考えております。</p>
山口会長	<p>このことにつきましては、二つに意見が分かれておりますので両論併記にしたいと思います。</p> <p>そのほかの項目で、何かご意見はございますか。</p>
田中委員	<p>「情報を求める権利」というものが書いてありますけれども、他都市では「知る権利」と書いてあるところも多いと思います。何か基本的に違うところがあるのでしょうか。</p>
林委員	<p>「情報を知る」とか「情報を請求」では不十分であるという意味なんです。</p>
田中委員	<p>求める権利はそこまで入るのですか。</p>

林 委 員	「求める」とか「知る」では不十分で、「取得する権利」として条文に盛り込まないと実質的に保障されません。ニセコの条例第3条を見てください。
田 中 委 員	これは「取得する権利」になったのですか。
山 口 会 長	いいえ。現在の正副会試案は、「情報を求める権利」となっていますが、後の「情報公開」のところで、今おっしゃられた取得なのかどうかといった議論は出てくると思うので、ここでは、表現は後で検討するという留保付きで、情報を「求める」のか「取得する」のかはわからないのですけれども、情報に関する権利というものは置いておくという整理でいかがでしょうか。 (一同了承) その他、林委員・西村委員の提言もいくつかまだありますが、他にご意見はありませんか。
西 村 委 員	林委員資料の第3章第1節の「住民の権利と責務」の第7条第4項第7号の「安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利」につきましては、熊本らしさというところからも、これを住民の権利として認めていくということが大切ではないかと思います。特に地域で暮らしていく場合の地域づくりやまちづくりとの関係からも、これを権利として謳うべきではないかということです。 もう一つは、今言った第7条は、大体、他の自治体の条例にも謳ってあります。それから、第5号の「市政に関して、説明を求める権利及び学習する権利」につきましても、他の自治体は「生涯学習をする権利」となっていますことから、こういう「学習していく権利」、それから「説明を求める権利」も謳うべきではないかということです。
山 口 会 長	新たな提案でして、一つは内容自体がどうなのかということと、もう一つはここで盛り込むのかどうかという議論の方向性は二つあるかと思います。私はレベル合わせみたいなことを考えるので、こういったものを入れるのであれば、他の同じレベルの権利を自治基本条例に書いていくという方向、そうでなければ同じような形でここでは要らないのではないのかという話になるだろうし、大きな方向性が固まらないと議論しにくいのかなという感じがします。
山 形 委 員	西村委員のご意見は、もっともで、考え方として賛成するところが確かにあります。ただ、全文をとということになると、最初にスリム化ということは何度も口がすっぱくなるように私も言っておりますので、先ほど田中委員も言われましたけれども、解説文とか、または解説書という形でもいいかと思います。制定されるまでの色々な考え方の説明文みたいなものをどこかで残していくということも大事なのではないでしょうか。そしてこの検討委員会が終了した後、自治基本条例推進委員会で引き継いでもらうこと。それから、広く市民がそれを学習する

	<p>ということをご確認しておいてもらって、両論併記ということではいかがでしょうか。</p>
山口会長	<p>まず確認ですけれども、大体共通の理解があると思うのですが、逐条解説や、議論の記録や、こういうものは作るということで宜しいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>今回の議論が、これっきりではなくて、そういったものが出来るということ为前提として、それでも必要なかどうかという話だと考えてください。今、山形委員がおっしゃったように、レベルの問題というのは、条文本体に入らなくても解説書で書けばいいというのも一つの考え方になってくるので、他の権利との絡みの中で、レベル合わせをしていきたいという整理、もちろんそうでないという意見もあったので、両論になるのかもしれませんが、そのようにさせていただきたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>個別の部分を残すかどうかという意見もあったと思います。それは両論併記をされるとそういう意味ですよね。</p>
林委員	<p>私は、これからの自治、国からの分権の進展により、権限がどんどん降りてくるということで、新しい権限から多くの問題が発生し、さらに複雑な自治運営となることが予想されますので、行政主体だけが勉強するというのではなくて、高齢者も含めた住民が学習するという権利を認め、自治基本条例の中に規定することは、非常に重要だと考えております。他の権利を入れざるを得ないのではないかとご趣旨の山口会長の発言がありましたけれども、それはどういう権利を想定されているのかはわかりませんが、その想定されている権利が必要であれば、やはり入れるべきだと私は思っております。高齢化社会で70代、80代の方々も自治基本条例を見ればどういう権利があって、役所に対して住民は主体的に権利主張ができるのかと、高齢者も理解できる条例でなければなりません。議員や職員等の専門家に対する自治基本条例ではありません。他の権利を入れざるを得ないというほかの権利とはどのような権利を想定しているのか、そのところを少し会長にお伺いしたいと思います。</p>
山口会長	<p>急に言われても、特にこれというものはないので、それも含めて今後の検討だと思います。</p> <p>宜しければ、次に進みたいと思います。次は、資料4の8ページの(2)「市民の責務」です。ここについては、以前、松崎委員から事業者の活動の意味が、市民活動なのかイメージが掴めないといったご趣旨の発言をいただいたと思いますので、その辺を思い出していただいて、補足していただければと思います。</p>
松崎委員	<p>「市民の責務」で、資料4の8ページの「市内で事業を営むもの及び市内で活動するもの」というところです。ここの事業を営むものというのは事業者ということかと思えます。それから、市内で活動するものというのは、私どものよう</p>

	<p>なNPO、ボランティアグループ、団体、PTAも含めてそういう人たちだと思いますが、「事業者が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに」はいいのですが、「事業または活動が」ということで、「活動するもの」も十分に配慮はしているのですが、逆にここに努力規定とは書いてありますが、責務として書かれる場合、非常に活動がやりづらい、制限されるようなイメージがありまして、多様な人が色々な活動を自由にできるということを保障することと、責務のところ「活動するもの・・・」が入ってくることに對して、少し窮屈な思いをしております。そのところを皆様方でご検討いただければと思います。</p>
山口 会長	<p>一応、正副会長試案ではありますが、私どもがこうしたいということではなくて、これまでの議論をまとめるとこうなるのではないかとということですので、ご意見をいただければと思います。</p>
山形 委員	<p>今、松崎委員が言われましたように、しなければならぬという言い方だと、やはり強権的なものを感じます。NPOというものは、ある意味で、市民の浄財をお願いして活動しなければいけない部分があるものですから、そういう時に足かせと言いますか、そう言われているところにどうしてお金を出さなければいけないのだろうかとなってしまふ可能性があります。そういう意味では、もう少し柔らかい書き方と言いますか、「～をお願いしたい」とか「そう望むべきだ」とか、そういう言い方に変える必要があると思います。</p>
山口 委員	<p>ここは事業者と市民活動団体の2つがあり、事業者については責務で多少こういったものを被せておく。しかし、市民活動は自由なものだから抜いてしまうという考え方もあると思います。一方、そうではなく、やはり市民活動は、先ほどの地方自治法第157条を引き出すわけではありませんが、そういうことだからやはり責務が必要という考え方もあるかと思しますので、どちらがいいのかご意見をいただければと思います。</p>
田中 委員	<p>今、松崎委員がおっしゃっていた「影響を十分に配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する」というのは、そのままいいんじゃないですか。何も引っかかることはないと思います。</p>
松崎 委員	<p>責務に入っているところが気になるのです。逆にいうと、 、 、 の「自らの発言と行動に責任をもつ」ですとか、「積極的な参画をする」、それから「自らまちづくりに取り組む」というところで、活動というところは含まれてしまうので、あえて事業者と一緒にあって、一緒のところ論じられるのはちょっと市民活動にはふさわしくないのではないかと私は思っております。</p>
田中 委員	<p>NPOというのは沢山ありますが、怪しげなNPOも今は沢山あります。そういうものを野放しというのも困ります。</p>
下川 委員	<p>松崎委員がおっしゃる意味は理解できるような気がいたします。私どももNPOの活動をやっておりますけれども、総務的活動とかまで、足かせがはまるんじ</p>

	<p>やないかとかという無用な心配が出ると思うのです。ただし、今、田中委員もおっしゃったように野放しにはしてはいけません。NPOだろうが任意団体だろうが、やはり責任を持ってまちづくりの活動、社会貢献活動をやってらっしゃるので、中間的意見ということになるかもしれませんが、私は のあたりの中に「市民」の定義は別に考えるとして、そこに事業者ということで、行動と発言に責任を持って、しっかりと活動をしていただきたいと、逆に義務規定の中でまとめていいのではないかなという気がしております。</p>
鈴木委員	<p>努力規定が義務規定に格上げになってしまいますが。</p>
下川委員	<p>格上げになっても責任は持ってもらわないと、と思います。</p>
西村委員	<p>僕はNPOにあまり詳しくないので、松崎委員にお聞きします。</p> <p>NPOは登録義務があるのですか。そして、それは誰が許可するのですか。それとも任意なのかということです。</p> <p>もし、登録制なら年に何回か報告書を出すとか、それから、年に1回ぐらい組織の中で総会を開くとか、それは公開されるのかどうかということをお聞きいたします。</p>
松崎委員	<p>NPOとNPO法人がよく混同されますが、まずNPOというのは、任意の団体も含めて全て市民が自由に活動を行うことを言います。その中で特に法人格を持っているもの、これがNPO法人と言われるもので、これはきちんとした定款を法務局に届けるのですが、その前段階として、もろもろの書類を県に届け出る必要があります。そして認証を受ける。認証を受けた後に法務局に登録をすることで、年に1回報告をする義務があります。もちろん市民の方からのお尋ねに対しては事務所で全ての書類を閲覧させることもやらなくてはなりませんし、義務も課せられています。最高の決議機関は総会ということになっておりますので、必ず年に1回はどの法人も総会を開いています。大事な議案があるときは、定期的な総会とは別に臨時総会も開きますし、決め事の変更があった時には県に届け出をいたします。ですから、NPO法人は、任意団体つまりNPOの中に入るんですけれども、NPO法人以外の任意の団体が、どこまで自分たちの活動を情報開示するかということは、団体によって様々です。ただ、法人格を持っているところはきちんとした手順を踏んで、設立までのところにも1つのハードルがありますし、年に1回は必ずそういうことをしています。</p>

西村委員	<p>NPO法人の場合はやっていいことと悪いことが明確になっているのであれば、別にいいのではないかと思います。</p> <p>届け出た範囲でやりなさいということが規制でしょうから、それを守れば、誰からも文句を言われたいわけです。だから、そんなに僕は自治基本条例の項目と矛盾しないと思います。</p>
松崎委員	<p>法人格を持っているところはある程度、規制がかかっていますが、任意のボランティアのグループに規制がかかるかということ、それはかからないんじゃないですか。</p>
西村委員	<p>だから言っているんですよ。任意のものとは区別したらどうですかと。</p>
松崎委員	<p>そうすると、ボランティアグループですとか、それから自治会もそうですけど、結局そこは活動が出来なくなるということですか。届け出ていれば、届け出ている範囲で活動し、そこしか団体と認めないのであれば、その他のところは活動できないということですか。</p>
西村委員	<p>自治会は、補助金をもらっているので活動状況を市に届け出ています。</p>
松崎委員	<p>私たちとしては区別して欲しくないと思っています。</p> <p>自由な活動をそれによって担保していくのであれば、そこを区別するというのは市民活動をやっているものの一人として、非常に辛いです。</p>
鈴木委員	<p>少し補足すると、法人格をつくるようにしたのは、自由にやりたいけれども、経営的な部分で色々な措置がしにくいということで、法人格が欲しい人は、例えば個人名で借りなくてはいけないとかそういうことではなくて、法人名で借りられるようにということで、法整理をただけです。ですから、NPOは法人格を取る、取らないというのは選択の自由を前提としており、そこが規制されてしまうと困るという話を今、されていると思います。そこら辺を理解する必要があると思います。</p>
西村委員	<p>企業もそうですが、全部定款に基づいてやっていますよね。</p>
山形委員	<p>要するに喜んでやる義務なのか、嫌々やる義務なのかの違いで、表現の仕方だろうと思います。私は松崎委員にすごく肩入れします。なぜかということ、気持ちよく一生懸命いいことをやっていると思っていることに、水を差されるようなことをされたら、もう辞めたと、熊本市のためにするのはもう辞めておこうとなってしまうからです。そういうことは、この自治基本条例の中で謳ってはいけないと思います。オバマ大統領の話にも、嫌々やる義務じゃなくて、喜んで義務を果たそうという話があったではないですか。</p>
山口	<p>NPO法人の制度につきましては、ある意味決まっていることなので、これで</p>

会 長	<p>終わりにしますが、要するにNPO法人の活動は基本的に自由だけれども、NPO法でその活動はきちんとやらなければならない義務が定められているので、あえて自治基本条例には書く必要がないのではということではないかと思います。</p> <p>一方、西村委員はそうではなくて、枠組みの中での活動を、何だか封じ込めるようなニュアンスがあるように感じるんですけど。</p>
西 村 委 員	<p>封じ込めると言っているのではありません。それは会長、おかしいですよ。撤回してもらわなくてははいけない。</p> <p>僕は封じ込めるために発言をしているわけではないのです。いわゆる届出をして、ちゃんと法律の枠内でやっておられるわけですから、いいのではないのかと言っているのです。</p>
山 口 会 長	<p>それはNPO法人の話ですよ。認証法人の話をしているんですよ。</p> <p>法人格の認証を受けない団体へ、何の規制もいらないのでかという話をして</p> <p>いるのです。</p>
西 村 委 員	<p>法人格を持っているものと、持っていないものは区別して議論したらどうですかと言っているのです。それを封じ込めるなんて、それは撤回してもらわないと困ります。</p>
山 口 会 長	<p>私はそう感じたので、言ったまでです。撤回はしません。</p>
西 村 委 員	<p>僕が封じ込めると言っていたら、会長がそう言ってもいいですが、そういうことは言っていない。そう感じたからといって、封じ込めるというのは違うと思います。</p>
山 口 会 長	<p>この件については、両論併記ということにいたします。今日はもう少し進みたいので、時間まで、途中になるかもしれませんが、市議会の役割の協議に入りたいと思います。</p> <p>(事務局 市議会の役割読み上げ)</p> <p>ここでの論点は、反問や意見を交換する機会という項目が、林委員・西村委員の提言には盛り込まれています。</p> <p>これに対して、私どもの試案では、これは具体的な手法であると整理をしますので、盛り込んではありません。</p> <p>議会については、議会独自の決め方や基準もあると思いますし、議会活性化検討会も設置されていると聞いております。さらには議会基本条例についての発言もありましたので、細かなことは自治基本条例には要らないのではないかという考え方です。</p> <p>林委員・西村委員の提言は、自治基本条例で、もっと枠をはめていこうという考え方だと思います。</p>
田 中	<p>市議会については前にも話がありましたように、議会基本条例を作っていただ</p>

委員	<p>くのが一番いいのではないかと思います。他都市においても林委員が提言されておられるようなことが含まれた、議会の条例は出来つつありますし、実際ここに書いてある条文だけでは、精神論はわかりますが具体的にはどうするのかということが何もありませんので、例えば、自治基本条例の条文の中で、議会基本条例を作っていたきたいみたいなことは書けないのでしょうか。こういって、議員さんからひどいお叱りを受けそうですが、本当に市議会は機能しているのかということについて市民は疑問に思っていますし、いたるところで議論が出ているのは事実だと思います。それを踏まえて、議会の改善をどうやっていくのかについては、この条例と違うところでの議論になるのかもしれませんが、自治基本条例の中でそういう文言が入れられればいいなと思います。</p>
落水委員	<p>市議会が何をしているのかわからないというお叱りを受けて、本当に謙虚に受け止めます。そう思っていらっしゃる方が市民に一人でもいらっしゃるということは、やはり議会の努力不足だと思いますので、謙虚に受け止めた上で、どうぞ、議会に対して注文を付けてください。この検討委員会の記録は、議事録としてインターネットにも載るわけですから、私たちに叱咤激励をいただいた上で、私どもがまた頑張るそのことにお答えを形として表せば、今のようなお叱りを受けずに済むような議会構成ができると思います。よろしくお願いします。</p>
林委員	<p>反問権の問題とか、委員会もしくは本会議における提案者の意見交換については栗山町の議会基本条例等に盛り込まれていることです。この委員会の議員の皆さま方が、熊本市の議会基本条例を策定するということが、約束と言いますが、努力していただけるということであれば、私の案の反問権、市議会への住民参加も自治基本条例から省いてもいいという気はしております。熊本市の議会基本条例を作っていただくというきっかけになればということで、この条文を入れ込んだというのが、実は私の気持ちでございます。</p> <p>そういう意味で、山口会長がおっしゃったように、市議会の皆さま方が熊本市の議会基本条例をお作りになるような意思がございますれば、これは撤回してもいいかなと思います。</p> <p>その辺のところ、落水委員、鈴木委員、いかがでございましょうか。</p>
山口会長	<p>提案としては自治基本条例の中では個別のことを書くのではなくて、具体的な事項については、「別に定める条例」に定めるという規定を入れておくという提案かと思います。どこまで書けるのかという気はしますが、いかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>議会基本条例という形を取れるかどうかというのは、これからの流れでしょうけど、まず議会の位置付けが大きく変わってきたと、この認識は今日参加している議会側の委員も全員認識を持っておりまして、地方自治法に規定されている地方議会の最大の特徴というのは、実は採決権というのが現実で、林委員が書かれているのは反問権なども含めて議論をしていくべきだと言われているのだと思</p>

	<p>います。時代の流れとしてはそういう方向になっているだろうと思いますが、一定のルールを持って討論を進めていく必要があることと、市民のための議会であることが、うちの政党も含めて特定の政党によって歪められるような危険性も含んでいますので、手法等についても議会活性化検討会という会で順番に進めています。今は予算委員会というものを作ろうと最優先で議論しておりますけれども、新たな提案ということで、落水委員も含めて話をしながら流れはつくっていききたいと思います。</p>
<p>下川委員</p>	<p>議会基本条例につきましては有難いことに、こういう公的な会議の中でご指摘もいただきながら、機運も盛り上がってきていると思いますし、非常に必要だとは認識しております。議会活動をやっていまして、地方自治法の定め、それから現行の議会例規の中で定めが無いことで、活動しにくいという点が今の時代私たちにとっても出ております。</p> <p>例えば、条例を提案する際に、パブリックコメントを議会は今の制度ではなかなかかけられない。ではどうやって市民の意見に基づいた条例を提案するのかという悩みを個人的には持っておりますので、林委員がおっしゃるような討論の場ということを非常に大事にした条例を作るべきかと、個人的には思っております。ただ、あまり急ぎますと、私の周りでは自治基本条例より早く出来たらまずいという声もありましたので、色々なケースを想定して、どういう形が一番議会の役割としていいのかということを引きちんと論議をして、今後、議会の中でも、機運の盛り上がりと共に話が進んでいくのではないかなと個人的には考えているところです。</p>
<p>荒木副会長</p>	<p>全体の話として、大きな項目で短く表現して、一般市民がなるほどと感ぜられるものを条文として掲げていくとかなりわかりやすい形になるのではないかと提案を一つしておきたいと思います。</p> <p>もう一つは、色々和林委員から具体的な提言が沢山出されておりますが、その中で非常に重要な、解説に盛り込むべきものも沢山あるんですね。そういったものをどのような形で一つの報告書の中に取り込んでいくのかということ、時間があれば一度検討したらいかがかとございませう。</p> <p>それから、今の議論でございますけれども、議会は、議事機関で、意思決定機関ではないという表現になっているということです。英語の原文を見ると、デリベレイティブ・オーガン(=deliberative organ)という表現になっています。デリベレイティブとは何かということ、練り上げていくということです。ある懸案事項について、多角的に色々な方面から意見を出し合って練り上げてまとめ上げていくということです。まとめ上げていけば、ほぼ賛成反対が割れるのではなくて、一つの決定に導かれていくという機関だということです。ですから、元々議会はそのような機関ですし、討議デモクラシーを行うところということになります。最</p>

	<p>近は、この点が最近学会でも取り上げられるようになっております。従って、多角的に色んな意見を出し合って一つのまとまった共有領域を形成していく、あるいはルール化していくということをどこかに一つだけ謳い込んでおけばよろしいのではないかとことです。林委員がお出しになった反問権などの場合は、多分解説書の中で、こういう立場で互いに意見交換できる、質問も出来るんだということを書いておけば、一般市民が読んでよくわかるという形のものになっていくであろうと思います。</p> <p>時間があれば、一回分だけ時間をとって解説書に盛り込むべきものと条文の中で盛り込むべきものを分類をして、まとめ上げていけば、意外と格好いいものが出来上がるのではないかと思います。</p>
西 村 委 員	<p>落水委員が相当前に、議会の基本条例を作りたいとおっしゃったのは非常に衝撃的な発言だったんです。議会が、自ら進んで議会基本条例を作るとは、なかなか思えなかったんです。</p> <p>ところが、落水委員の発言を聞き、この検討委員会に参加されている他の議員の方が作っていきこうじゃないかということで、雰囲気が変わってきたと思います。だから、議会がやはり変わっていけば、そして、議会基本条例ができれば、市民の議会に対する期待とか支持は更に広がり、深まっていくと思います。そして議会が先頭に立って、住民参加型の議会運営をされるということによって熊本市民にとって明るい展望が開けてくると思います。是非、条例をつくっていただきたいということを心からお願いしたいと思います。</p>
山 口 会 長	<p>議会基本条例に対する期待が随分あったように思います。ただ、自治基本条例の中でそこまで書くかどうかということは、少し議論も必要だと思いますので、とりあえずそういった議論があったということで検討を続けていただくとさせていただければと思います。</p> <p>最後に、せっかく両論併記ではなくて、結論が出るいい流れになってきたのですが、今回は、議会の役割までにしたいと思います。次回は市の執行機関等の役割から協議します。しかし、想定しているスケジュールより遅れていますので、是非とも次回は更にスピードアップをお願いしたいと思います。</p> <p><b>3 次回開催</b></p> <p>次回の日程ですが、第15回が2月17日、それから第16回が2月24日ということです。</p> <p>あと2回ですので、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p><b>4 閉会</b></p> <p>これもちまして第14回自治基本条例検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p>